

声明

**女川原発2号機の新規制基準への適合性審査申請に抗議し
原発の安全と防災・避難に関わる県民的論議を呼びかけます**

2013年12月27日

原発問題住民運動宮城県連絡センター

共同代表 嶋田 一郎
庄司 捷彦

【連絡先】

仙台市青葉区柏木1丁目2-45
フォレスト仙台3F 宮城高教組内
電話022(234)1335

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

代表世話人代表 綱島不二雄

【連絡先】

仙台市青葉区大町2丁目5-10
御譜代町ビル305号室
電話022(399)6907

東北電力は本日、原子力規制委員会に対して、女川原子力発電所2号機について、新規制基準への適合性検査を受けるための申請を行いました。

住民に説明せず、住民の被爆を前提にした再稼働への道に踏み出したことに抗議する

適合性審査申請は、再稼働の前提となる手続きです。

女川原発をはじめ日本の軽水炉原発は、軍事技術を転用して開発・実用化された歴史を持ち、もともと重大事故の発生をゼロにすることができない未完成の技術です。新規制基準も、重大事故の発生がありうることを前提に、福島原発事故で放出されたセシウム137の推定放出量の100分の1に当たる100テラベクレルを原子炉からの放射性物質放出量の“安全目標”にしています。

県民にとって重大なことは、新規制基準は「再稼働が先にありき」で、住民の被爆が再稼働の大前提になっていることです。

東北電力は、福島第一原発の事故の前までは、原子炉は「止める」「冷やす」ことができる、放射性物質は「閉じ込める」ことができるから「安全」だと説明してきました。ところが福島第一原発の事故では「冷やす」ことに失敗し、ペレット、燃料棒、圧力容器、格納容器、原子炉建屋の「5重の防護」もあっさり突破されました。放射性物質を「閉じ込める」という説明は、もはや不可能になりました。

そこで新規制基準は、格納容器にガスを放出する「ベント」を設置して大事故時に

格納容器の損壊を防ぐ方向に転換し、「フィルター付き」ベントとすることで原子炉からの放射性物質の放出を「抑える」としました。しかし放射性希ガスは除去できず、希ガス以外の放射性物質も大気中に大量に拡散されます。

したがって、この新規制基準に女川原発2号機を適合させ、その審査を申請することは、住民に放射線被ばくを与える恐れがあることを前提に、東北電力が再稼働に向けた道に踏み出したことを意味しています。住民に対する説明をいっさいしないでこの申請が行われたことに、私たちは厳しく抗議するものです。

再稼働を考えるのであれば、地震・津波対策の徹底的な検証と情報共有を進めるべき

福島第一原発事故の詳細な経過と事故の原因は未だに解明されておらず、巨大地震と大津波に対する有効な対策も確立していません。東北電力は、「新たな地震・津波対策や重大事故発生時の電源対策」を講じたとしています。現時点で考えられる対応をしているにすぎません。

女川原発は、これまでも何度となく地震による緊急停止を繰り返してきており、東日本大震災で被災した原発でもあります。これからも宮城県沖を震源とする大規模地震に遭遇することは間違いありません。

私どもは、東北電力に対して、再稼働を考えるのであれば、女川原発が再稼働に耐えられるのかどうかの徹底的な検証と県民への説明を行い、県民との情報共有を進めることを求めるものです。

県知事は、再稼働が申請された場合に、同意権を有しています。私どもは、村井知事に対して、新潟県がそうしているように、専門家による独自の検証委員会を設置して、県民の命と安全を守る責任を果たすよう、改めて求めるものです。

宮城県と各市町村及び東北電力に、まともな防災計画・避難計画、安全協定を求める

福島第一原発事故は、放出された放射性物質による汚染は、地形や気象条件に大きく左右されることを示しました。ところが防災計画に関わる原子力規制委員会の指針は距離を尺度にするという重大な誤りを犯しています。

宮城県では、この問題だらけの指針に沿った計画づくりが進められています。そして、UPZ（30^{*}圏内）地域では、住民の安全を確保するための「防災計画」「避難計画」は、作成作業に着手した段階にとどまっています。重大事故が発生した場合に、全住民にそれを知らせることができるか、要援護者も含めて避難させることができるか、まったくメドはたっていません。

このような状況で、東北電力が適合性審査を申請することは、県民の安全を軽視したものとみなざるをえません。

防災計画の策定は自治事務です。私どもは、県知事と各市町村長に、女川原発による重大事故から住民の命と安全を守る責任ある防災計画と避難計画を策定するよう、あらためて求めるものです。

私どもは東北電力と宮城県に対して、従前と同じ内容の安全協定を、少なくとも3

0[※]圏内の市町村まで拡大するよう求めるものです。日本ではこれまで、E P Zを狭い範囲に限定してきました。その誤りを正して、新たにU P Zを設けて、30[※]圏まで拡大する措置がとられました。この経過を考えれば、立地自治体と締結してきた安全協定を、U P Z圏内の市町村まで拡大することは当然だからです。

また私どもは、原発の再稼働を「やむをえない」と考えている人も含めて、原発事故の防災計画と避難計画に関わる県民的な論議を呼びかけるものです。

県民多数が「女川原発の再稼働に反対」であることに目を向け、廃炉の決断を求める

「河北新報」の世論調査で、女川原発の再稼働に6割の県民が「反対」と回答しました。「原発ゼロ」を求める意見書が登米市、美里町、東松島市、岩沼市、名取市などで採択され、先日は大崎市議会が「女川原発再稼働反対、廃炉」を求める意見書を採択しました。私たちが呼びかけている、「女川原発の再稼働中止を求める要望署名」は、10万筆を超えました。「女川原発の再稼働は、被災地・宮城の復興を妨害するのではないのでしょうか」という意見がたくさん寄せられています。

もともと原発は、使用済み核燃料や生成する高レベル放射性廃棄物を処理する方法がないという根本的欠陥を抱えています。

原発で重大事故が発生して放射性物質が放出されたら、もうそれを抑える手段はなく、放射能汚染と被害がどこまでも広がり、将来にわたって命と健康を脅かされることが明らかになりました。「原発事故は、二度と起こしてはならない」は、すべての県民の思いではないのでしょうか。

私どもは、東北電力に対して、県民の思いを尊重すること、女川原子力発電所の再稼働中止と原発からの撤退を決断することを、あらためて要請するものです。

以上